

札幌東和病院に入院される方へ

○ 各種保険証類の確認について

説明を行うに当たり、ご利用希望者の各種保険証類を確認させていただきます

○ 医療・介護・機能訓練サービスについて

当院でのサービスは、どのような医療サービスをすれば安心して療養いただけるかという、入院診療計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に係るあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人様・ご家族様の希望を十分に取り入れ、又、計画内容については同意を頂くことになります

(医療・介護)

当院は、医師・看護職員・介護職員が常勤していますので、ご状態に応じて適切な医療・看護・介護を行います

(機能訓練)

原則として、機能訓練室において行いますが、食事、入浴、移動など施設内全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです

○ 生活サービスについて

当院入院中も家庭にいらした時と同様に、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しております

○ 療養室について (定床 210 床)

2 階 A 棟	4 人室 9 室 (36 床)	2 階 B 棟	2 人室 2 室 4 人室 8 室 (36 床)
3 階 A 棟	4 人室 9 室 (36 床)	3 階 B 棟	2 人室 2 室 4 人室 7 室 (32 床)
4 階 A 棟	1 人室 2 室 2 人室 4 室 4 人室 6 室 (34 床)	4 階 B 棟	2 人室 2 室 4 人室 8 室 (36 床)

○ 食事の提供について

朝食：8：00 昼食：12：00 夕食：18：00

○ 入浴について

入浴又は清拭を週 2 回以上行います（特別浴槽を使用して入浴することが出来ます）

但し、利用者の身体の状態に応じて数回の清拭となる場合があります

○ 理美容について

月 1 回（第 3 木曜日（4 階）・金曜日（2 階）・土曜日（3 階））理美容サービスを実施いたします

理美容サービスは、別途料金がかかります。

1 回あたり（通常の場合） 1,980 円（カットのみ）、2,310 円（カット・顔そり）

1 回あたり（ベッドサイドの場合）2,310 円（カットのみ）、2,640 円（カット・顔そり）

○ 他医療機関・施設との連携について

当施設では、病院や歯科医院に協力を頂いていますので、専門的な対応が必要となった場合は、責任をもって他の機関を紹介致します

○ 緊急時の連絡先について

緊急の場合には、「同意書」にご記入頂いた連絡先にご連絡いたします

1) 病院の概要

(1) 施設の名称等

施設名	医療法人 札幌東和病院
開設年月日	昭和60年9月18日（法人設立 令和5年9月19日）
所在地	札幌市東区北30条東18丁目8番1号
電話番号	011-784-1118
FAX番号	011-784-1119
管理者名	理事長・院長 池下 照彦
医療機関番号	医療法人 札幌東和病院（07・1156・1）

(2) 当院の目的と運営方針

当院は、長期にわたる療養を必要とする利用者に対し、入院診療計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護その他のお世話、機能訓練その他必要な医療を行うサービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができる事を目指した施設です。更に、ご自宅復帰の場合には、療養環境の調整等の退院時の支援もいたしますので、安心して退院いただけます

(3) 施設職員体制

	札幌東和病院全体		
	常勤	非常勤	夜間
医師	5	2	1
看護職員	66	2	6
介護職員	57	2	6
薬剤師	3		
放射線技師	2		
管理栄養士	3		
医療相談員	1		
介護支援専門員	17		
事務職員	12		
調理師	8		
給食業務従事者	2		
その他	4		

※上記に示している人数は法令上必要な員数であり、当院には必要数以上の看護職員・介護職員がおります

(4) 入院定員 札幌東和病院 定員 210人

2階A棟	4人室9室（36人）	2階B棟	2人室2室 4人室8室（36人）
3階A棟	4人室9室（36人）	3階B棟	2人室2室 4人室7室（32人）
4階A棟	1人室2室 2人室4室 4人室6室（34人）	4階B棟	2人室2室 4人室8室（36人）

2. サービス内容

- ① 入院診療計画の立案
- ② 食事（管理栄養士による栄養管理）
- ③ 入浴（当院では、全て順送式特別浴槽にて対応しております）
- ④ 医学的管理及び看護
- ⑤ 介護（口腔ケア、スキンケア等）
- ⑥ リハビリテーション及びレクリエーション
- ⑦ 相談及び援助等
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続代行、物品購入代行等
- ⑩ 居住室及び食事の提供
- ⑪ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、病棟師長又は医事課職員にご相談ください

3. 利用料金（入院費について 15 ページを参照）

（1）基本料金

高額療養費の制度もございますので、医事課職員におたずねください

但し、入院後 30 日に限って、上記料金に 1 日当たり 30 円加算されます

外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて 1 日 370 円となります

（2）その他の利用料（保険給付対象外サービス料金 13 ページを参照）

個人利用に係る日常生活品費、理美容料、物品購入手数料は、別途料金（別紙料金表）となります

（3）支払方法

請求書は毎月 15 日に発行となっておりますので、その月の末日までに 1 階会計窓口にて直接お支払ください

（なお、お支払を滞納された場合、支払督促状等を送付させて頂くことがありますので、予めご了承下さい）

※口座振替でのお支払いも可能ですので、ご希望の方はお申出ください

4. 協力医療機関等

当院に於いては、多数の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております

5. 施設利用に当たっての留意事項

・面会について

面会は、平日、日曜、祝日共、午前 11：00～午後 7：00 までです。なお、面会に際しては、各階ナースステーションにて面会簿にご記入ください。緊急等の場合は、上記時間に係らず面会可能です

なお、感染症の流行期等に於きましては、ご面会を制限させて頂くことがございます

・外出・外泊について

外出、外泊につきましては、外出、外泊許可（願）書に必要事項を記入の上、ナースステーションにお申出下さい

・飲酒・喫煙について

飲酒については禁止とさせていただきます。当院では、院内全面禁煙とさせていただきます

・火気の取扱いについて

施設内での火気の使用は一切禁止です

・所持品の持ち込みについて

身の回り品の持ち込みは必要最小限でお願い致します。お部屋には、イス、床頭台、衣装ケース、タオル掛けが用意

されています。電気製品につきましては、ラジオ、テレビ等に限らせていただきます

・ 外泊時等での他科受診について

外泊時等の他科受診は、必ず、事前にナースステーション又は、担当医師にご相談ください

6. 非常災害訓練等

・ 防災設備について

消防設備：スプリンクラー設備・消火器・自動火災通報装置・自動警報設備・避難器具・誘導灯・非常電源装置

・ 防火訓練について

年2回（春期（5月）・秋期（10月））実施しております。

7. 禁止事項

当院では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動その他、それに準ずると判断される行為」は禁止します

8. 利用者の現金及び預貯金の管理等について

当院では、利用者の現金及び預貯金管理、財産管理運用等の金銭管理を原則行わないことになっております。入院中の金銭の持込につきましては、利用者の日常生活上に必要なお小遣い程度とさせていただき、その管理保管につきましては、利用者本人にお願い致します。（詳細につきましては、会計窓口にお尋ねください）

9. 入院のお受入等について

当院は療養型の病院であるため、急性期の病院と同様の対応が出来ない事をあらかじめご了承下さい

「受入可能な患者さんの状態及び医療行為」

- ・ 気管切開を行った患者
- ・ 経管栄養（胃ろう・経鼻）の必要な患者
- ・ 中心静脈栄養が必要な状態
- ・ 酸素吸入の必要な患者
- ・ 感染症のある患者（MRSA）
- ・ 導尿（バルーン留置）
- ・ 褥瘡
- ・ 神経難病の患者
- ・ 認知症

「受入が出来ない患者さんの状態及び医療行為」

- ・ 人工呼吸器の装着が必要な患者
- ・ 人工透析が必要な患者
- ・ 徘徊やひどい暴力行為のある患者

10. その他

簡単な病院案内のパンフレットもご用意しておりますので、医療相談係あてご請求ください

入院したことに関連して起こってくるさまざまな生活上の不安や悩み（入院費の支払い、転院先の相談など）に対して医療ソーシャルワーカーが相談をお受けし、手続きなどのお手伝いをします。

TEL 011-784-1118（内線236）

札幌東和病院利用約款

(約款の目的)

第1条 札幌東和病院（以下「当院」という。）は、利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ日常生活を営むことができるようにすることを目指したサービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当院に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が入院申込書及び診療費等支払保証書を当院に提出した時から効力を有します。
但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。利用者は、前項に定める事項の他、本約款、その他の改定が行われない限り、初回利用時の書類提出をもって、繰り返し当院を利用することができるものとします

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当院に対し、退院の意思表示をすることにより、本約款に基づく入院利用を解除・終了することができます

(当院からの解除)

第4条 当院は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入院利用を解除・終了することができます

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当院での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払を催促したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、当院、当院の職員又は他の入院者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当院を利用させることができない場合

(利用料金のお支払)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して当院に対し、本約款に基づくサービスの対価として、月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります

但し、当院は、利用者の経済状況に変動があった場合、上記利用料金を変更する場合があります

当院は、利用者及び扶養者に対し、前月料金の合計額の請求書は、毎月15日発行となっておりますので、利用者及び扶養者は連帯して当院に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります

当院は、利用者及び扶養者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者及び扶養者に対して、領収書を1階会計窓口にて発行いたします

(記録)

第6条 当院は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します

当院は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます

但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾、その他当院規定により必要と認められる場合に限り、これに応じます

(秘密の保持)

第7条 当院とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当院は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします

- ① サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します
- ③ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします

(緊急時の対応)

第8条 1. 当院は、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、当院医療設備を有する病棟又は他医療機関及び協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります
2. 当院は、利用者に対し、当院におけるサービスでの対応が困難な状況、又は、専門的な医学対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します
3. 前項のほか、入院利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当院は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します

(要望又は苦情の申出)

第9条 利用者及び扶養者は当院の提供するサービスに対しての要望又は苦情について病棟師長又は、医療相談員に申し出ることができます。(別紙「苦情発生時の対応方法」参照)

(賠償責任)

第10条 1. サービスの提供に伴って当院の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当院は利用者に対して、損害を賠償するものとします
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当院が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当院に対してその損害を賠償するものとします

(利用約款に定めのない事項)

第11条 この約款に定められていない事項は、医療保険法令その他諸法令に定めるところより、利用者又は扶養者と当院が誠意をもって協議して定めることとします

(事故発生時の対応)

第12条 1. 当院にて事故が発生した場合には、市町村、ご家族、その他関係各所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます
2. 当院では、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当院の故意又は過失によらないときは、この限りではありません

(個人情報の保護)

第13条 個人情報保護法に係る利用目的等について

1 医療提供

- ・当院での医療サービスの提供
- ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ・ご家族等への病状説明
- ・その他、患者さんへの医療提供に関する利用

2 診療費請求のための事務

- ・ 当院での医療・介護・公費負担医療に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、医療・介護、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

3 当院の管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ 当該患者さんの医療サービスの向上
- ・ 入退院等の病棟管理
- ・ その他、当院の管理運営業務に関する説明

4 企業等からの依頼で行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

5 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

6 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

7 当院内において行われる医療実習への協力

8 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

9 外部監査機関への情報提供

10 ご家族を含めた第三者からの入院や病状に関する問合せに対する回答

「苦情発生時の対応方法」

1. 苦情申立発生（文書・電話・来院・その他により）



2. 苦情受付担当者（調査、状況等確認）→ 院長・事務長・看護部長へ報告



苦情受付担当者：事務長（電話：784-1118）

3. 調査後、速やかに苦情受付担当者より苦情申立者へ説明



4. 苦情申立者へ説明後、納得・解決の場合 → 類似苦情の再発防止及び改善指示



（再発防止のため、内容見極め各部署との情報共有化、

必要な苦情について院内研修を行う）

5. 未解決の場合 → 再調査後、事務長含め関係者より改めて説明



不満・紛争の可能性の場合は、行政との協議

（医師会、弁護士、保険会社へ相談し必要な対応をとる）

6. 和解・解決の場合 → 類似苦情の再発防止及び改善指示

（再発防止のため、内容見極め各部署との情報共有化、必要な苦情について院内研修を行う）

7. その他苦情等相談先（行政）

①北海道国民健康保険団体連合会 〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 ☎011-231-5161

② 厚生労働省北海道厚生局 〒060-0807

札幌市北区北8条西2丁目1番1 ☎011-796-5155

「事故発生時の対応方法」

- 1 当院にて事故が発生した場合には、市町村、ご家族、その他関係各所に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2 当院では、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当院の故意又は過失によらないときは、この限りではありません

札幌東和病院利用に係わる運営規程

(事業の目的)

第1条 札幌東和病院が行うサービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当院の医師、薬剤師、管理栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び介護支援専門員その他の職員が、高齢者に対し適正な施設サービスを提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条 当院は、長期にわたる療養を必要とする者に対し、入院診療計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、その利用者がその有する能力に際し日常生活を営むことができるよう努めるものとする

2 病院は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする

3 病院は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする

4 病院は、責任者不在時等には、職員が一丸となって協力し、サービス提供を行うよう努める

(病院の名称等)

第3条 サービスの提供を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする

- ① 名称 医療法人 札幌東和病院
- ② 所在地 札幌市東区北30条東18丁目8番1号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 病院に勤務するサービスの提供にあたる従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする

- (1) 医師 7名(常勤5名、非常勤2名)
- (2) 薬剤師 3名
- (3) 管理栄養士 3名
- (4) 看護職員・介護職員(下表のとおり)

2階A病棟(36床)	看護職員(看護師・准看護師) 11名	介護職員(介護員・介護福祉士) 10名
2階B病棟(36床)	看護職員(看護師・准看護師) 11名	介護職員(介護員・介護福祉士) 10名
3階A病棟(36床)	看護職員(看護師・准看護師) 9名	介護職員(介護員・介護福祉士) 8名
3階B病棟(32床)	看護職員(看護師・准看護師) 11名	介護職員(介護員・介護福祉士) 10名
4階A病棟(34床)	看護職員(看護師・准看護師) 11名	介護職員(介護員・介護福祉士) 10名
4階B病棟(36床)	看護職員(看護師・准看護師) 11名	介護職員(介護員・介護福祉士) 10名

- (6) 理学療法士 0名
- (7) 作業療法士 0名
- (8) 調理員 10名
- (9) 事務職員 12名
- (10) 医療相談員 1名

(入院患者の定員) 定員 210 人

第5条 病院のサービスを提供する病床の入院患者の定員は、次のとおりとする

2階A棟	4人室9室(36人)	2階B棟	2人室2室 4人室8室(36人)
3階A棟	4人室9室(36人)	3階B棟	2人室2室 4人室7室(32人)
4階A棟	1人室2室 2人室4室 4人室6室(34人)	4階B棟	2人室2室 4人室8室(36人)

(当院のサービスの内容)

第6条 当院のサービスの内容は次のとおりとする

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護
- (3) 医学的管理下の介護
- (4) 機能訓練その他必要な医療

(利用料等) (入院費について 15 ページを参照)

第7条 病院がサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める下記の基準によるものとする

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する

サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められる費用、居住費及び食費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入院患者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名及び押印を受けることとする

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条

・面会について

面会は、平日、日曜、祝日共午前11:00～午後7:00までです。なお、面会に際しては、各階ナースステーションにて面会簿にご記入ください。緊急等の場合は、上記時間に係らず面会可能です

なお、感染症の流行期等に於きましては、ご面会を制限させて頂くことがございます

・外出・外泊について

外出、外泊につきましては、外出、外泊許可(願)書に必要事項を記入の上、ナースステーションに申出てください

・飲酒・喫煙について

飲酒については禁止とさせていただきます。当院では、院内全面禁煙とさせていただいております

・火気の取扱いについて

施設内での火気の使用は一切禁止です

・所持品の持ち込みについて

身の回り品の持ち込みは必要最小限でお願い致します。お部屋には、イス、床頭台、衣装ケース、タオル掛けが用意されております。電気製品につきましては、ラジオ、テレビ等に限らせていただきます

・金銭・貴重品について

当院では、原則金銭や貴重品のお預かりはいたしておりませんので、お持込等なさらぬ様ご協力下さい

・外泊時等での他科受診について

外泊時等の他科受診は、必ず、事前にナースステーション又は、担当医師にご相談ください

(非常災害対策)

第9条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする

(その他運営についての留意事項)

第10条 サービスを提供する病院は、従業員の資質の向上を図る為の研修の機会を設けるものとし、更に業務体制を整備する

- 1 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- 2 継続研修 年 2日
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、当院管理者との協議に定めるものとする

(個人情報の保護)

第11条 個人情報保護法に係る利用目的等について

- 1 医療提供
 - ・当院での医療サービスの提供
 - ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - ・他の医療機関等からの照会への回答
 - ・患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - ・ご家族等への病状説明
 - ・その他、患者さんへの医療提供に関する利用
- 2 診療費請求のための事務
 - ・当院での医療・介護・公費負担医療に関する事務及びその委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会及び回答
 - ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - ・その他、医療・介護、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- 3 当院の管理運営業務
 - ・会計・経理
 - ・医療事故等の報告
 - ・当該患者さんの医療サービスの向上
 - ・入退院等の病棟管理
 - ・その他、当院の管理運営業務に関する説明
- 4 企業等からの依頼で行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- 5 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 6 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 7 当院内において行われる医療実習への協力
- 8 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- 9 外部監査機関への情報提供
- 10 ご家族を含めた第三者からの入院や病状に関する問合せに対する回答

附 則

[illegible]

保険給付対象外サービス利用者負担料金表

日常生活品費

項 目	単 位	金 額
1. 患者衣	1 日	160 円
2. バスタオル	1 日 (2~3 枚)	130 円
3. フェイスタオル	1 日 (2~3 枚)	140 円
4. おしぼり (体清拭用含)	1 日 (2~3 枚)	90 円
5. ボディソープ・ リンスインシャンプー	1 日	40 円
6. 紙ナプキン	1 日	40 円
合 計 (1~6)		600 円
上記数量については、基本数量となっており、汚染等の場合は必要に応じ交換させていただきます。		
その他料金 利用申込については、各病棟職員にお申し出下さい。	・理美容料 1 回あたり (通常の場合) 1,980 円 (カットのみ)、2,310 円 (カット・顔そり) 1 回あたり (ベッドサイドの場合) 2,310 円 (カットのみ)、2,640 円 (カット・顔そり) ・冷蔵庫使用料 1 ヶ月 4,000 円 (月の途中での申込は 1 日 150 円)	

※その他、利用者の希望により購入するもの及び、希望によるサービスは実費にてお支払いいただきます。

食費及び居住費

入院医療の必要性が高い状態等である方については、食事療養標準負担額の負担となります。

(食事療養標準負担額)

69 歳以下の方

住民税課税世帯	1 食 510 円
住民税非課税世帯 区分Ⅱの方	1 食 240 円 (90 日までの入院)
住民税非課税世帯 区分Ⅱの方	1 食 190 円 (90 日を超える入院)

70 歳以上の方

住民税課税世帯	1 食 510 円
住民税非課税世帯 区分Ⅱの方	1 食 240 円 (90 日までの入院)
住民税非課税世帯 区分Ⅱの方	1 食 190 円 (90 日を超える入院)
住民税非課税世帯 区分Ⅰの方	1 食 110 円 (90 日を超える入院)

(生活療養標準負担額)

65 歳以上の方

住民税課税世帯	1 食 510 円	居住費 1 日 370 円
住民税非課税世帯 区分Ⅱ (90 日までの入院)	1 食 240 円	居住費 1 日 370 円
区分Ⅱ (90 日を超える入院)	1 食 190 円	居住費 1 日 370 円
区分Ⅰ	1 食 110 円	居住費 1 日 370 円
老齢福祉年金を受給されている方	1 食 110 円	居住費 0 円

保険給付対象外サービス利用申込書（日常生活品費）

項 目	単 位	金 額	要	不要
1. 患者衣	1 日	160 円		
2. バスタオル	1 日 (2~3 枚)	130 円		
3. フェイスタオル	1 日 (2~3 枚)	140 円		
4. おしぼり (体清拭用含)	1 日 (2~3 枚)	90 円		
5. ボディソープ・ リンスインシャンプー	1 日	40 円		
6. 紙ナプキン	1 日	40 円		
上記数量は基本数量となっており、汚染等の場合は必要に応じ交換させていただきます。				
合 計 (1~6)		600 円		
その他料金 利用申込については、 各病棟職員にお申し出下さい。	・理美容料 1 回あたり (通常の場合) 1,980 円 (カットのみ)、2,310 円 (カット・顔そり) 1 回あたり (ベッドサイドの場合) 2,310 円 (カットのみ)、2,640 円 (カット・顔そり) ・冷蔵庫使用料 1 ヶ月 4,000 円 (月の途中での申込は 1 日 150 円)			

※日常生活品費算定根拠について (1 日当たり金額) → 1 年 365 日 ÷ 12 ヶ月 ÷ 30.4 日 (1 ヶ月)

1. 患者衣 58,400 円 (年間経費) ÷ 12 ヶ月 ÷ 30.4 日 (1 ヶ月) ≒ 1 日当たり 160 円
2. バスタオル 47,450 円 (年間経費) ÷ 12 ヶ月 ÷ 30.4 日 (1 ヶ月) ≒ 1 日当たり 130 円
3. フェイスタオル 51,100 円 (年間経費) ÷ 12 ヶ月 ÷ 30.4 日 (1 ヶ月) ≒ 1 日当たり 140 円
4. おしぼり 32,850 円 (年間経費) ÷ 12 ヶ月 ÷ 30.4 日 (1 ヶ月) ≒ 1 日当たり 90 円
5. ボディソープ・リンスインシャンプー 14,600 円 (年間経費) ÷ 12 ヶ月 ÷ 30.4 日 (1 ヶ月) ≒ 1 日当たり 40 円
6. 紙ナプキン 14,600 円 (年間経費) ÷ 12 ヶ月 ÷ 30.4 日 (1 ヶ月) ≒ 1 日当たり 40 円

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

ご家族氏名 _____ 印

①入院費について

・75歳以上（65歳以上の一定の障害のある方）

後期高齢者被保険者証が3割負担の方（現役ⅠⅡⅢのどの区分に該当するかは役所にご確認下さい）

現役Ⅰ	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1％	多数該当者：44,400円
現役Ⅱ	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1％	多数該当者：93,000円
現役Ⅲ	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1％	多数該当者：140,100円

後期高齢者被保険者証が1割又は2割負担の方

1ヵ月 57,600円（多数該当者：44,400円）

その他以下の限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちの方

（適用区分Ⅱ）1ヵ月 24,600円

（適用区分Ⅰ）1ヵ月 15,000円

・70歳以上74歳以下

国保又は健康保険高齢受給者証が3割負担の方

現役Ⅰ	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1％	多数該当者：44,400円
現役Ⅱ	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1％	多数該当者：93,000円
現役Ⅲ	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1％	多数該当者：140,100円

上記以外の方

一般 1ヵ月 57,600円 多数該当者：44,400円

減額認定証をお持ちの方

低所得者Ⅱ 1ヵ月 24,600円

低所得者Ⅰ 1ヵ月 15,000円

・69歳以下

（適用区分ア）252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1％ 多数該当者：140,100円

（適用区分イ）167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1％ 多数該当者：93,000円

（適用区分ウ）80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1％ 多数該当者：44,400円

（適用区分エ）57,600円 多数該当者：44,400円

（適用区分オ）35,400円 多数該当者：24,600円

※特定疾患受給者証をお持ちの方、所得などに応じて一部負担などが違います

②食費及び居住費について

入院医療の必要性が高い状態等である方については、食事療養標準負担額の負担となります

(食事療養標準負担額)

69 歳以下の方

住民税課税世帯	1 食 510 円
住民税非課税世帯 区分Ⅱの方	1 食 240 円 (90 日までの入院)
住民税非課税世帯 区分Ⅱの方	1 食 190 円 (90 日を超える入院)

70 歳以上の方

住民税課税世帯	1 食 510 円
住民税非課税世帯 区分Ⅱの方	1 食 240 円 (90 日までの入院)
住民税非課税世帯 区分Ⅱの方	1 食 190 円 (90 日を超える入院)
住民税非課税世帯 区分Ⅰの方	1 食 110 円

(生活療養標準負担額)

65 歳以上の方

住民税課税世帯	1 食 510 円	居住費 1 日 370 円
住民税非課税世帯 区分Ⅱ (90 日までの入院)	1 食 240 円	居住費 1 日 370 円
区分Ⅱ (90 日を超える入院)	1 食 190 円	居住費 1 日 370 円
区分Ⅰ	1 食 110 円	居住費 1 日 370 円
老齢福祉年金を受給されている方	1 食 110 円	居住費 0 円

③日用品費について

1 日 600 円 (病衣、シャンプー、ボディソープ、バスタオル、フェイスタオル、おしぼり)
オムツ代はサービスのためかかりません

※1 か月の入院費おおよそ

①+②+③= 合計 _____ 円です。

上記入院費とは別にかかる料金 (ご利用されない場合はかかりません) として、

① 理美容料

- 1 回あたり (通常の場合) 1,980 円 (カットのみ)、2,310 円 (カット・顔そり)
- 1 回あたり (ベッドサイドの場合) 2,310 円 (カットのみ)、2,640 円 (カット・顔そり)

② クリーニング代 委託のクリーニング業者を利用される場合にかかります

※その他、テレビ及び室内アンテナを載せる台などはお持込下さるようお願いしております